



会報

NO. 19

昭和57年後期



社団法人全国建設機械リース業連合会

時代を先取りする

デンヨー製品!

IC制御装置付

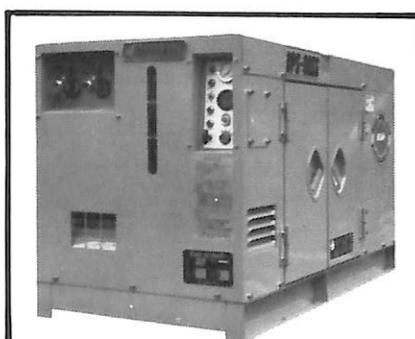
いずれも静かな防音タイプの省エネ型製品です。



■エンジン発電機

型式:DCA-150SSA-K

出力:50Hz 125kVA、60Hz 150kVA
パワーモニター、自動給油、自動アイドリング、スローダウン装置装着可能
●他に40kVA~450kVAまであります



■エンジンコンプレッサー

型式:DPS-80SS

吐出空気量:2.2m³/min
暖機運転は自動、集中一面操作
●他に1.3m³/min~18.4m³/minまでありOKモニター付の機種もあります。



■モーターコンプレッサー

型式:MPS-18SS

吐出空気量:50Hz 2.2m³/min、60Hz 2.6m³/min
小容量電源で始動可能、安全設計、集中一面操作
●他に1.4m³/min~5.8m³/minまであります

機種は豊富です、用途にあわせてお選びください。

 デンヨー株式会社

本社／〒164 東京都中野区上高田4-2-2 TEL(03)389-3111(代表) 大型機器事業部・TEL(03)389-2101
支店・営業所／東京・大阪・札幌・奥羽・仙台・新潟・北関東・横浜・静岡・名古屋・金沢・広島・高松・福岡・南九州 出張所／全国36ヶ都市

卷頭言



(社)全国建設機械リース業連合会
会長 山内鹿蔵

会報の発行に当って

毎年8月15日の終戦記念日を迎えたあと旧盆が終って帰省客が続々と都市の職場に戻って参りますと、立秋と共に朝夕秋の涼風を感じ一部の例外地除いて業界も活気を取り戻して参るのが例年の繰り返しの様に思いますが、本年は三年続いた停滞と夙に昨秋以来半年連続のOシーリングと経済最低の事態は上半期78%前倒し、住宅政策の強化にも抱らず余り関係企業への潤い乏しく、為に建設関連団体の後半期の公共事業増大の陳情を関係各省庁へ行い、当連合会も友好40団体と活動を共にし乍ら働きかけて居る現状であります。尚、最近の経済紙に依るとOECD各国から見た批判論で現在の日本経済は円安相場の下落、企業の沈滞状況から見て景気の浮揚回復を計るべきであろうと報道されて居ります。

事実我国経済は個人消費の沈滞、設備投資の低下、輸出貿易の落込みなどそのあらゆる指標の点で昭和初期の浜口内閣当時の金融恐慌時代の緊縮経済と略同様で国民は大いに心すべき社会経済の

転換期であると思い切った発表も行われて居ります。

以上の様な緊迫経済状勢下にあっては当リース業界は本年度のスローガンとして流通研究の継続促進、過当競争の防止、自主規制普及に依りリース、レンタル料金の適正化、正常なる取引条件の確立を計るべきで、去華就実リース業界永久の繁栄を期する次第であります。

幸い近促法実態調査の回答状況については全国平均90%と理解の深さ、調査の御協力に対し感謝申し上げます。然し乍らその内容の検閲については目下建設省に於て厳密なる点検分析が行われつつあり仄聞する所によれば構造改善事業の遂行、特定業種指定承認にはまだまだ不適当又は遺憾な点が見られる様であり、今後共時間をかけて更に大いなる各会員の御熱意御協力を御願い申上げなければなりません。

十数年をかけて築き上げた全建リース連の牙城を会員の皆さんで守り、この経済の難関を必ず突破しましょう。

会報第19号 目次

卷頭言・山内会長	1
連合会議事録・第9回定期総会	2
" 第24回理事会	19
" 第22回理事会	21
" 第23回理事会	22
" その他の会議・事業活動	22
業界の繁栄にかけて・志茂近促委員長	25
覚せい剤等防止対策推進協力について	27
編集後記・事務局よりお願い	44

連合会議事録

第9回 定期総会



1. 日 時 昭和57年5月27日
PM 3:25～5:10
2. 場 所 連合会議室
3. 出席者 構成員現在数 758社
代議員現在数 85名
代議員出席数 85名
本人出席 33名
代理出席 1名
委任状によるもの 51名

4. 議 事

午後3時25分松田副会長の司会により開会を宣言、引き続き香取専務理事より前記3の内容に基づく代議員の本人出席、代理出席、委任状による出席状況の報告、総会の有効成立の旨説明後、坂井副会長より開会の挨拶があり、引き

続き山内会長よりつぎのような挨拶（要旨）がありました。
「昨年の10月9日付で、業界が永年に亘り念願でありました近促法の指定業種の指定を受けまして、現在主務官庁の方々のご指導のもと委員の方々が業界の実態調査を実施中であり、現地調査も九州を始め静岡地区、北海道地区を実施予定であります。業界の実態調査に当たりましては、会員皆様の一応の協力をいただき、特定業種の指定を受け、構造改善計画へと進んで行ける様に努力致したいので、一層のご協力をお願いしたい。本年は財政上大変苦しい年となっております。政府は景気回復のため7.8%近くの前倒し景気対策の実施により、低成長を幾分でも上昇するような施策が取られる予定であり

ますが、我々連合会会員は一層の団結と協力精神に基づき、万難を乗り越え前進して行きたいと思います」

ついで、松田司会より議長選出について、代議員に計ったところ司会一任ということになり、九州の会長木付辰生氏を議長に指名、議長より本年は役員任期満了による改選期であるが、本会のスムーズな審議と進行をお願いしたい、との挨拶があり、その後議事録署名人に、静岡リースの松井重雄氏、中国の野口誠輔氏を夫々指名議事に入りました。

◇第3号議案>昭和57年度事業計画案承認の件
香取専務より、議案書23頁1項から17頁まで説明あり。一部字句訂正の意見あり、訂正後万場一致本案を承認可決しました。

◇昭和57年度事業計画◇
1. 近促法指定業種指定に伴う業界の実態調査を実施し、構造改善計画の強力推進と登録制度採用のため各種調査、会員アンケートを実施する。
2. 災害、公害、騒音防止並びに安全衛生に関する対策の推進を計り、建設機械の技術開発、わが国建設産業の発展に寄与する。
3. 建設機械器具賃貸事業に関する行政施策への協力。
4. 連合会のユーザーに対するPRとサービスの推進指導。
5. 流通研究委員会の強力な活動により流通の研究、遊休機械の交流及び情報の交換指導。
6. 委員会、部会活動の推進強化を計る。
7. 原価計算算定参考書（仮題）及び機種別保有台数調査実施（57年度版作成のため）。
8. 会員の資質の向上を図るため、技能研修等の講習会開催（可搬形発電機整備主任技術者講習会）
9. 労働者が実施する「建設機械整備」技能検定試験実施及び車輌系建設機械事業内検査者研修に協力する。
10. 建設省が実施する「建設機械施工」検定試験に協力する。
11. 建設省、労働省、建設業者等との座談会の実施。
12. 各種事故、災害防止、健康管理月間の実施。
13. 全国友好団体との交流。
14. アウトサイダーの加入促進。
15. 建設機械・資材管理基準の推進。
16. エンジン発電機の点検整備強化推進と車輌系リース機械点検表等の活用により、各機械、資

材の安全に万全を期する。

17. その他連合会の発展と目的達成のため、メーカー、ユーザーとの懇談会開催及び公共のためになる事業を行う。

<第4号議案>昭和57年度収支予算案承認の件
松尾理事より、議案書24頁～27頁までの当該案件の説明あり。収入の部の会員会費は720社として計算しており、昨年度より17社程減で計算してあります。会報、名簿欄は、本年は近促法特集号を作成しましたので、前年度より多目に取りました。可般形発電機講習テキスト作成費として、1,350,000を見積りました。支出の部としては、近促法推進費として、9,000,000円を組入れました。

人件費は3人分6.5%アップで算入しました。
工事業者団体懇談会費として新しく、200,000を組入れました。

可般形発電機テキスト作成費として1,350,000の支出を組入れました。

予備6,653,952とし、近促法推進に力を入れる予算編成を取りました。との説明あり。万場一致承認可決した。

<第5号議案>定款一部変更の件

香取専務より、

1. 近促法に基づく業界の近代化を推進するため、特定業種の指定を受け構造改善計画を進めて行くためには、第4条の(2)の次に(3)として「建設機械器具賃貸業構造改善計画の作成、指導等に関する事業」の一項を加える必要があるのでこれを加える。

2. 第12条(種別及び員数)を(役員の種別及び定数)に改める。

理事30名を、28名以上35名以内と改める(結論として理事5名の増員を認めていただく)。これは、北海道1名、富山県1名、九州1名、本部で2名未決定数としておくもの

あります。との説明あり。万場一致本案を可決しました。

<第6号議案>役員改選承任の件

この議案の件名を「任期満了に伴う新役員の選出の件」を訂正し審議に入りました。議長慣例により選考委員により選考していただきたいが、との発言あり、万場一致承認議長一任となり、議長より、

青森・三浦、東京・小林、大坪、大畠、日本重機・後藤、静岡重機・保坂の7氏に依頼し、別室で選考しました結果、次のように決定しました。

○理事。

山内鹿蔵、中村 憲、阿部喜平、伊藤鉄雄、永田仁作、藤井孝治、坂井 照、香取哲男、松本常義、高橋弘一、坂本市郎、小俣 寛、三瓶徳司、福山 勝、松尾 茂、後藤 肇、志茂法人、松田寛司、水品 潔、松井重雄、近藤憲一、近藤昌三、高野 登、吉川義孝、水野健治、渡辺 昇、塚崎誠康、藤田正憲、松山 庚、野口誠輔、松井 貢、木付辰生、國安勝夫、

以上33名

○監事。

太賀喜久雄、橋本和夫、山本高義

以上 3名

議長より、以上理事33名と監事3名を決定しました、と報告あり、引続き会長、副会長、専務理事の選考に入りました。選考委員は議長一任となり、東京・松尾理事、日本重機・志茂理事、神奈川・水品理事、中部・近藤理事、中国・野口理事の選考委員5名を指名。別室で選考の結果次のとおり決定しました。

<会長> 山内鹿蔵 1名

<副会長>

北海道・伊藤鉄雄、宮城県・阿部喜平、日本

重機・藤井孝治、神奈川県・中村憲、中部・坂井照、大阪・永田仁作

以上 6名

<専務理事> 本部・香取哲男 1名
以上33名の理事より、会長1名、副会長6名、専務理事1名が選考されました、との報告があり万場一致本案を承認可決しました。

5. 香取専務より特別提案

定款条文中の一部字句を修正する場合、例えば「行なう」を、「行う」等修正に当り会長に一任する。議決を本総会においてしていただけば、今後臨時総会にかける必要がなく修正できるとのことであり、ご承認がいただければ幸であるとの説明あり。議長より承認を求めたところ、万場一致本案を可決しました。

◇議事終了◇

木付議長より「皆様のご協力により長時間にわたった議事もスムーズに進行終了することが出来ました」との挨拶あり。

◇感謝状贈呈◇

松栄重機株式会社

代表取締役社長 志茂法人殿(近促法促進)

建設機械産業株式会社

代表取締役専務 松田寛司殿

(事務局拡充強化)

林田陽一郎殿

(元 九州会長)

志茂坂 敏殿

(元 相談役)

以上4氏の方々に多年連合会運営強化発展のため貢献された功績に対し記念品を贈り表彰しました。

◇来賓祝辞◇

(1) 参議院議員 古賀留四郎先生

(2) " 坂野重信先生

(代 杉田敬三秘書)

(3) 参議員議員 井上 孝先生

(4) 建設省建設機械課 田中康之課長

(5) " 海老原課長補佐

(6) 建設省建設振興課 渡辺弘之金融専門官

(7) " 島村係長

以上の方々より一昨年は昨年に引き続き多難な年である。政府は景気回復対策として78%の予算の前倒しにより景気の回復に努力している。会員各位も一層強固な団結により益々のご発展を、又近代化促進法の指定業種の指定に伴い、アウトサイダーの加入促進と連合会の実態調査推進と相まって、近代化推進の実をあげ益々強力な団体になりますようにとの祝辞がありました。

◇祝電◇

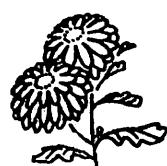
(1) 参議員議員 安井 謙先生

(2) " 古賀留四郎先生

(3) " 井上 孝先生

◇閉会挨拶◇

宮城県阿部喜平氏より「第9回社団法人全国建設機械リース業連合会定期総会に、ご来賓の皆様方より有難いはげましのお言葉を賜わり、又会員の皆様遠方よりご出席の上、長時間に亘りご協力を賜り、スムーズに総会を終了することが出来ましたことを心からお礼申し上げます。本年は我々業界も正念場といわれておりますが、一層の強固な団結と協力により、リース業としての使命を全うしたいと存じます。本日は本当に有難うございました」との閉会の挨拶があり、その後松田司会の閉会宣言により午後5時10分第9回定期総会を終了しました。





HYDRO JET-CLEANER
ARIMITSU

8111001



HYDRO JET-CLEANER

(高圧洗浄機)

土木建設用 ジェット・レイタスカッター

省エネルギー作業機!!

(節水・節電・
高能率)



ARC-25型



豊富な実績と経験から生まれた
ダムレイタスカット専用機
の決定版!!

【仕様】

60/50Hz

型 式		ARC-25
寸	長 mm	1,625
	巾 mm	1,090
法	高 mm	1,400
重	量 Kg	500
ボ	圧 力 kg/cm ²	0 ~ 150
ン	理 論 吐 出 量 ℓ/min	56.0
プ	電 動 機 型 式	全閉外扇
	出 力 kw (P S)	18 (25)
	吐 水 ホ ー ス	5/8" × 20m
ノ ズ ル		ジェットガンノズル (JG150-35BL) ノズルチップ 直射扇型(15°)各1個

(第2号議案)

決 算 報 告 書

第 9 期

自 昭和 56 年 4 月 1 日
至 昭和 57 年 3 月 31 日

社団法人

全国建設機械リース業連合会

ARIMITSU
有光工業株式会社

本 社 〒537 大阪市東成区深江北2丁目3-21
TEL. 06 (976) 8181 (大代)
東京営業所 〒101 東京都千代田区神田錦町47番地
(新広榮ビル) TEL. 03 (254) 0855 (代)
仙台出張所 〒983 仙台市福田町4丁目14-14
TEL. 0222 (59) 4093
出張所 札幌・大宮・松本・福岡

収支計算書

(自 昭和56年4月1日)
 (至 昭和57年3月31日)

社団法人 全国建設機械リース業連合会

1) 収入の部

勘定科目			予算額	決算額	差 異	備 考
大科目	中科目	小科目				
寄付金収入	寄付金収入	寄付金収入	100,000	0	100,000	
会員会費収入	正会員	正会員	37,587,000	36,924,000	663,000	
会報等賛助会費収入	会員名簿作成	会員名簿作成	2,300,000	1,316,400	983,600	
臨時理事会収入	臨時理事会(宿泊費)	臨時理事会(宿泊費)	1,920,000	2,123,000	△203,000	
雜 収 入	受取利息(銀行利息)	受取利息(銀行利息)	100,000	208,250	△108,250	
	雜 収 入	雜 収 入	650,000	350,411	299,589	
負担金収入	負担金収入	人 件 費	2,000,000	2,000,000	0	
		賃 室 費	2,760,000	2,990,000	△230,000	
		水道光熱費共益	984,000	1,042,437	△ 58,437	
事業収入	事業収入	整備表作成費	2,100,000	1,372,900	727,100	
		点検表作成費	1,386,000	1,706,500	△320,500	
前年度繰越金	前年度繰越金	前年度繰越金	11,378,913	11,378,913	0	
合 计			63,265,913	61,412,811	1,853,102	

2) 支出の部

勘定科目			当年度 予算額	決算額	差 異	備 考
大科目	中科目	小科目				
文部及び地区交付金	交 付 金	交 付 金	17,688,000	17,376,000	312,000	
	事 業 費	事 業 費	15,155,800	5,017,668	10,138,132	
	事 業 費	委 員 会 費	800,000	273,810	526,190	
		部 会 費	450,000	0	450,000	
		事務局長会議費	200,000	198,380	1,620	
		特 別 会 議 費	600,000	121,190	478,810	
		旅 費 交 通 費	900,000	553,125	346,875	
		調 査 研 究 費	400,000	277,180	122,820	
		広 報 費	1,000,000	745,000	255,000	
		謝 礼 金	150,000	70,000	80,000	
		退職引当預金	655,800	655,800	0	
		総 合 対 策 費	10,000,000	1,346,250	8,653,750	
		近促法委員会費	0	360,463	△360,463	
		近促法旅費交通費	0	416,470	△416,470	
	管 理 費	管 理 費	17,092,600	16,765,873	326,727	
	管 理 費	人 件 費 (給料手当)	5,246,400	5,246,400	0	
		事務用品費	700,000	557,368	142,632	
		通 信 費	700,000	306,190	393,810	
		総 会 費	500,000	326,380	173,620	
		理 事 会 費	1,000,000	914,840	85,160	

勘定科目			当年度 予算額	決算額	差 異	備 考
大科目	中科目	小科目				
		臨時理事会費	1,920,000	2,123,000	△ 203,000	
		福理厚生費	15,000	16,530	△ 1,530	
		交際費	500,000	643,435	△ 143,435	
		電話費	600,000	254,320	345,680	
		借室費	4,243,200	4,596,800	△ 353,600	
		水道光熱費 (含 共益費) 暖房費	1,476,000	1,568,610	△ 92,610	
		諸会費	192,000	212,000	△ 20,000	
出版費	出版費	出版費	3,200,000	1,638,940	1,561,060	
		会員名簿費	0	0	0	
		会報費	1,400,000	1,283,180	116,820	
		パンフレット作成費	1,000,000	0	1,000,000	
		印刷製本費	800,000	355,760	444,240	
事業費	事業費	事業費	3,486,000	3,200,700	285,300	
		整備表作成費	2,100,000	1,512,700	587,300	
		点検表作成費	1,386,000	1,688,000	△ 302,000	
備品費	備品費	備品費	0	143,500	△ 143,500	
雜費	雜費	雜費	600,000	635,428	△ 35,428	
事務所改修費	事務所改修費	事務所改修費	0	610,050	△ 610,050	
予備費	予備費	予備費	6,043,513	0	6,043,513	
繰越金	次期繰越金	次期繰越金	0	16,024,652	△ 16,024,652	※
支 出 合 計			63,265,913	61,412,811	1,853,102	

※ 繰越金は財産目録の流動資産合計額から負債合計額を控除した金額です。

貸借対照表

昭和57年3月31日

I 資産の部	II 負債の部
〔流动資産〕	〔流动負債〕
現 金 69,198	未 払 金 2,094,000
普通預金 13,423,454	流动負債合計 (2,094,000)
未 収 入 金 4,626,000	〔固定負債〕
流动資産合計 (18,118,652)	預り保証金 4,000,000
〔固定資産〕	固定負債合計 (4,000,000)
備 品 840,060	負債合計 [6,094,000]
退職引当預金 697,043	III 正味財産の部
保 証 金 12,000,000	剩 余 金
固定資産合計 (13,537,103)	前期繰越金 20,116,014
資産合計 31,655,755	前期正味財産 5,445,741
	増 加 額
	正味財産合計 25,561,755
	負債及び正味財産合計 31,655,755

正味財産増減計算書

昭和57年3月31日

I 増 加 の 部

〔流動資産の増加〕

現 金	7 4 1	
普 通 預 金	<u>8,0 4 3,4 9 8</u>	
流動資産の増加合計	8,0 4 4,2 3 9	

〔固定資産の増加〕

備 品	1 4 3,5 0 0	
退職引当預金	<u>6 5 6,5 0 2</u>	
固定資産の増加合計	8 0 0.0 0 2	
増加の部合計	<u>8,8 4 4,2 4 1</u>	

II 減 少 の 部

〔流動資産の減少〕

未 収 入 金	<u>3,0 2 0.5 0 0</u>	
流動資産の減少合計	3,0 2 0.5 0 0	

〔流動負債の増加〕

未 払 金	<u>3 7 8,0 0 0</u>	
流動負債の増加合計	3 7 8,0 0 0	
減少の部合計	<u>3,3 9 8 5 0 0</u>	
正味財産増加額	<u>5,4 4 5,7 4 1</u>	

財 产 目 錄

昭和57年3月31日

I 資 産 の 部			
〔流動資産〕			
現 金 手 許 ^高	13,423,454		69,198
普 通 預 金			
三菱銀行 神保町支店			
計			
未 収 入 金			
昭和56年度会費未収(4地区協会) 172(社)	4,386,000		
東京建設機械リース業協会(点検表作成)	240,000		
流動資産合計			4,626,000
〔固定資産〕			
備 品			
49/11 スチール書庫(4段) 2個	29,000		
50/ 7 スチール折たたみ椅子 10個	21,000		
会議用テーブル 3個	24,000		
50/10 スチール折たたみ椅子 20個	29,000		
51/ 3 GRG(看板用) 1台	18,000		
52/ 3 キヤノンNPL 5 1台	535,560		
54/ 7 会議用テーブル 5個	40,000		
56/11 スチール書庫(2段セット) 2個	58,000		
56/12 会議用折たたみテーブル 1個	34,000		
56/12 スチール折たたみ椅子収納器 1個	35,000		
57/ 2 ナショナルカセットRX-1900 1台	16,500		840,060
退職引当預金			
富士銀行 九段支店	697,043		697,043
保証金、近江兄弟社借室賃貸契約保証金	12,000,000		12,000,000
固定資産合計			
資産合計			13,537,103
II 負 債 の 部			31,655,755
〔流動負債〕			
未 払 金			
56年度分交付金未払(4地区協会) 172(社)	2,064,000		
第1回分科会旅費未払	30,000		
流動負債合計			2,094,000
〔固定負債〕			
預り保証金			
東京建設機械リース業協会	2,000,000		
日本重機械リース業協会	2,000,000		
固定負債合計			4,000,000
負債合計			6,094,000
差引・正味財産			25,561,755

以上のとおり御報告いたします。

昭和57年5月27日

社団法人 全国建設機械リース業連合会

会長 山内鹿藏

監査報告書

昭和56年度(自昭和56年4月1日至昭和57年3月31日)決算書表並びに関係諸帳簿を厳重に照合監査しました結果、適正なものと認めます。

昭和57年5月12日

社団法人 全国建設機械リース業連合会

会計監事

小野義隆

源藤作

河口晃徳

(第4号議案) 昭和57年度予算書(案)

自 昭和57年4月1日
至 昭和58年3月31日

社団法人 全国建設機械リース業連合会

1) 収入の部

勘定科目			当年度額	前年度額	増減	備考
大科目	中科目	小科目				
前年度繰越金	前年度繰越金	前年度繰越金	16,024,652	11,378,913	4,645,739	
寄付金収入	寄付金収入	寄付金収入	100,000	100,000	0	
会員会費収入	正会員	正会員	36,720,000	37,587,000	△867,000	4,250×12 ×720 会員名簿
会報等賛助会費収入	会員名簿	会員名簿				2500,000 会報 700,000×3 パンフレット 1,000,000 16,000×60 ×2
臨時理事会費収入	パンフレット会報作成	パンフレット会報作成	5,600,000	2,300,000	3,300,000	
	臨時理事会費	臨時理事会費	2,100,000	1,920,000	180,000	
雑収入	雑収入	雑収入	880,000	750,000	130,000	
雑収入	受取利息(銀行利息)	受取利息(銀行利息)	180,000	100,000	80,000	
	雑収入	雑収入	700,000	650,000	50,000	
負担金収入	負担金収入	負担金収入	5,744,000	5,744,000	0	
		人件費	2,000,000	2,000,000	0	
		借室費	2,760,000	2,760,000	0	
		水道光熱費 共益費	984,000	984,000	0	
事業収入	事業収入	事業収入	1,350,000	3,486,000	△2,136,000	
		整備表作成費	0	2,100,000	△2,100,000	
		点検表作成費	0	1,386,000	△1,386,000	
		可搬形発電機 講習テキスト販賣費	1,350,000	0	1,350,000	
収入合計			68,518,652	63,265,913	5,252,739	

2) 支出の部

勘定科目			当年度 予算額	前年度 予算額	増減	備考
大科目	中科目	小科目				
支部及び地区交付金	交付金	交付金	17,280,000	17,688,000	△ 408,000	
事業費	事業費	事業費	14,052,900	15,155,800	△1,102,900	
	委員会費	600,000	800,000	△ 200,000	1回50,000 ×12	
	部会費	300,000	450,000	△ 150,000	1回50,000 × 6	
	事務局長会費	250,000	200,000	50,000	1回	
	特別会議費	500,000	600,000	△ 100,000		
	旅費交通費	900,000	900,000	0		
	調査研究費	500,000	400,000	100,000		
	広報費	1,300,000	1,000,000	300,000		
	謝礼金	150,000	150,000	0		
	退職引当預金	552,900	655,800	△ 102,900		
	総合対策費	0	10,000,000	△ 10,000,000		
	近促法推進費 (会議費及び 旅費交通費)	9,000,000	0	9,000,000		

勘定科目			当年度 予算額	前年度 予算額	増減	備考
大科目	中科目	小科目				
管理費	管理費	管理費	22,081,800	17,092,600	4,989,200	
		人件費 (給料手当)	9,625,600	5,246,400	4,379,200	
		事務用品費	700,000	700,000	0	
		通信費	700,000	700,000	0	
		総会費	500,000	500,000	0	
		理事会費	1,000,000	1,000,000	0	
		臨時理事会費	2,100,000	1,920,000	180,000	
		福利厚生費	25,000	15,000	10,000	
		交際費	700,000	500,000	200,000	
		電話費	600,000	600,000	0	
		借室費	4,240,200	4,240,200	0	
		水道光熱費 (含共益費) 暖房費	1,476,000	1,476,000	0	
		諸会費	212,000	192,000	20,000	
		工事業者団体懇談会費	200,000	0	200,000	日本建設機械化協会会費 4,050×4 公益法人協議会会費 30,000 建設広報協議会会費 20,000
出版費	出版費	出版費	6,400,000	3,200,000	3,200,000	
		会員名簿費	2,500,000	0	2,500,000	
		会報費	2,100,000	1,400,000	700,000	700,000×3

勘定科目			当年度 予算額	前年度 予算額	増減	備考
大科目	中科目	小科目				
		パンフレット作成費	1,000,000	1,000,000	0	
		印刷製本費	800,000	800,000	0	
事業費	事業費	事業費	1,350,000	3,486,000	△2,136,000	
		整備表作成費	0	2,100,000	△2,100,000	
		点検表作成費	0	1,386,000	△1,386,000	
		可搬形発電機テキスト作成費	1,350,000	0	1,350,000	
雑費	雑費	雑費	700,000	600,000	100,000	
予備費	予備費	予備費	6,653,952	6,043,513	610,439	
支出合計			68,518,652	63,265,913	5,252,739	

第24回理事会

1. 日 時 昭和57年5月27日
2. PM 12:40~15:05
2. 場 所 連合会会議室
3. 出席者 33名(内訳△理事30名, 監事3名のうち本人出席23名, 代理出席4名, 委任状によるもの6名)

4. 議事

午後12時40分、香取専務理事の理事会成立報告のあと永田副会長の開会挨拶により会は開始されました。はじめに山内会長より次のような挨拶がありました。

「ただ今開会のことばにありましたように、お忙しいところ多数のご出席をいただき有難うございます。ご多用中のところ例年のこととは言いながら定期総会5月27日に行われますが、その直前に行われる理事会であります。その定期総会が円滑に行われますための理事会であります。理事会の内容と致しましては、たまたま今回近代化促進法の事務的な実態調査のとりまとめが出来る段階ともなっております。又、役員総改選ともなっております。

どうか円滑な定期総会になるよう理事会の審議をやっていただきたいと思います。最近は申しあげるまでもなく、政策の面についてあまり効果が出ていないという現状であります。ただ言えることは、国内産業に集中して来たといふことで、我々の業界についても多少うるおいがあるのではないかとの見方をしております。

長い目で見た場合、心をひきしめてやきたいと思います。近代化促進法が更に発進することになって我々の業界がなお強固なものになるとして事務の向上、体质改善ということで、進んでいかなくてはいけないというようなこと

で、これらを含めまして、業界の拡充発展を計っていきたいと思いますのでよろしくお願い致します」

◇議長選出◇
山内会長を指名。

◇議長挨拶◇
「理事会の方の問題の中で近促法について志茂委員長の方からまとめが出来るところで計画しておりますので、終り次第説明していただきたいと思っております。議事録署名人を東京の松尾副会長と日本重機の松田副会長のお二人にお願いします」

◇議案審議◇
<第1号議案>昭和56年度事業報告書承認の件

① 部門別委員会
6部門の委員が委員長を中心に活発に連合会の事業推進に努めました。
(1)総務委員会 (2)企画委員会 (3)涉外委員会
(4)調査委員会 (5)広報委員会 (6)行政委員会

② 部会
三部会の部会長を中心に部会の強化を兼ねて連合会の事業推進に努めました。
(1)重機部会 (2)機械部会 (3)仮設部会

③ 近代化促進委員会
積極的に各種調査推進に努め指定業種の指定を得る様努力してきました結果、56年10月9日付指定業種に指定されました。
更に57年度は特定業種に向って一層の促進を計りたい。

④ 建設機械の資材の管理基準基本計画策定
保有機械資材の管理基準を策定し、保守点検・整備の技術力を具備し安全操業に必要な基準

を自主的に設定し、経営基盤の強化と業務処理の効率化を促進するための準備を進めてきました。

⑤ 顧問

参議院議員 安井 謙

" 古賀 雷四郎

" 坂野 重信

" 井上 孝

衆議院議員 三塚 博

" 黒川 信夫

弁護士 畠山 実

公認会計士 中沢 力

上記の先生方に委嘱しております。

⑥ 相談役

三和リース㈱ 西垣 勝行

上記の方に委嘱しております。

⑦ 第8回定期総会

⑧ 第21回理事会

以上は会報17号に詳細を掲載しておりますのでここでは省略させていただきます。

<第2><第3><第4><第5><第6>の各議案について慎重審議を行ないました。詳細は第9回定期総会の記事の中にありますので省略させていただきます。

その他の主な検討議題はつぎのとおりです。

◇建設省建設振興課からの税制改正要望事項の書類について。

建設省に提出内容を開いた上で記載し提出することとしました。

◇日本建設機械化協会の部会の調査研究活動参加について。

例年は香取専務より研究資料を提出しているが、本年は松田理事に検討していただき提出することになりました。

◇第25回理事会開催地について。

北海道で行われることで準備を進めています。

◇近促法について。

まとめは志茂委員長が協会役員各位のご協力で、実態調査を行い書類もぼう大なものとなりました。回答率が少ないと業界の熱意をうたがわれることになり、構造改善にも影響することにもなりかねないので、最大の努力を払うこと約しました。なお、建設省の回収目標は80%或は70%で、これを最底線としています。この件に関し木村事務局長よりつぎのとおり要望事項がありました。

「4月28日の実態調査票記入説明会のときに参加された各地区の近代化促進委員の方々に5月30日までに連合会に、回収調査票が到着するようお願いしましたが、これを5月末までに各地の協会に提出することにすれば回収率が良くなるとのご意見がありましたのでそういうことにしますが、建設省のいう70%以上の回収をするようご協力のほどよろしくお願いします。

なお、この次に構造改善に入ることになっておりますが、構造改善事業立案にあたっては、あらかじめ各県の商工担当課、中小企業事業団、中小企業金融公庫、中小企業団体中央会等の関係機関のご指導、助言をいただくことになっていますので早急に自治体、団体等を往訪して構造改善計画立案の準備に着手されることをお願いします。」

◇閉会の辞

中村副会長「本日はご多用中のところ長時間に亘り審議していただき無事終了することができました。引き続き総会に入りますがよろしくお願いします」

第22回理事会



日 時 昭和56年11月12日

場 所 神奈川県湯本682 天成園

出席者 81名

議 案

1. アウトサイダー（非加盟企業）の加入促進を図るため、連合会にてPR資料を作成して配布されたい。
2. 中小企業近代化促進法指定業種の指定に伴う非会員の取扱いについて。
3. 連合会パンフレット発行の件（近促法、指定業種記載）。
4. 中小企業近代化審議会及び実態調査委員会委員推せん委嘱の件。
5. 業種指定を受けた今後の在り方に關し、適切な指示指導を連合会より流していただきたい。
6. 法制化の手順書促進について。
7. 大手リース会社の地方進出による地区にダンピングによるトラブルが、最近は大型化しその地区組合業者に多大の迷惑をかけている。連合会としてこれらの円満解決を計れ。
8. 第23回(社)全建リース連理事会開催地区及び年月日の協力依頼について。
9. 中小企業近代化促進法指定業種の指定に伴う記念品（旗）作成の件
10. その他
報告事項
 1. 連合会に木村事務局長就任紹介の件。
 2. 中小企業近代化促進法指定業種請願後指定告示状況報告。
 3. 可搬形発電機技術講習会開催推進状況。
 4. 事務局運営協議会の「就業規則」作成人事（事務局長）等に関する作業の完了に伴う経過と解散報告の件。
 5. その他。



第23回理事会

日 時 昭和57年3月11日
場 所 静岡県焼津市浜当目大崩海岸 焼津グラ
ンドホテル

出席者 54名

議 案

- 近代化促進法、特定業種構造改善事業推進承認の件。
- 近促法解説「会報特集号」発行について。
- 未加入者加入促進（会員及び賛助会員用）について。
- 第9回総会第24回理事会開催地区月日について。
- 会員で他地区に支店営業所を開設する場合、その地区協会・協同組合に加入協力案内文承認の件
- その他
- 報告事項
 - 近促法、実態調査資料報告説明。
 - 建設省より提出要求のあった構造改善の意識調査について。
 - 日本標準産業分類改訂要望事項の提出について。
 - 連合会パンフレット発行延期について。
 - 過当競争対策の経過について。
 - その他。

● その他の諸会議及び事業活動状況について

(1) 本部役員会議

日 時 昭和56年5月12日
PM 1:30~5:00
場 所 連合会会議室

議 題

- 第21回理事会議案について
- 第8回定期総会準備（議案）
- その他重要案件（事務局運営協議会推進）

(2) 近促法、指定業種関係陳情書の検討会

日 時 昭和56年7月6日
場 所 連合会会議室

(3) 中小企業近代化審議会（建設機械器具賃貸業）構成員並びに活動状況 建設機械器具賃貸業分科会 庄 政志（成城大学法学部教授）

田中康之（建設省大臣官房建設機械課課長）
谷田部嘉彦（建設省計画局建設振興課課長）
吉田文毅（中小企業庁計画部計画課課長）
鯨井鉄一（中小企業事業団総務部部長）
辛川 皓（中小企業金融公庫業務部部長）
吉川 豊（財）建設業振興基金指導部部長
前川芳朗（中小企業診断士）
坪 賴（社）日本建設機械化協会専務理事
津雲孝世（鹿島建設技術研究所副所長）
山内鹿蔵（社）全国建設機械リース業連合会会長
志茂法人（ 理事）
小俣 實（ 理事）
三瓶徳司（ 理事）
松田寛司（ 理事）
建設機械器具賃貸業実態調査委員会

志茂法人（社）全国建設機械リース業連合会理事）

渡辺弘之（建設省計画局建設振興課金融専門官）

海老原明（建設省大臣官房建設機械課課長補佐）

藤田俊雄（中小企業庁計画部計画課計画専門官）

中村寿雄（千葉商科大学商経学部助教授）

前川芳朗（中小企業診断士）

内田保之（社）日本建設機械化協会調査部部長）

尾崎英作（大成建設労工務本部機械部指導担当部長）

後藤 豊（社）全国建設機械リース業連合会理事）

福山 勝（ 理事）

保坂益男（静岡県重機建設業工業組合専務理事）

木村春樹（社）全国建設機械リース業連合会事務局長）

島村博幸（建設省計画局建設振興課振興係長事務局）

<開催月日>

部 内 56-10-14。56-11-9。
56-12-2。56-12-7。
第1回 56-12-16。 第2回 57-1-21。
第3回 57-2-4。 第4回 57-2-12。
第5回 57-2-24。 第6回 57-3-16。

第1回分科会 57-3-24。

（4）事務局運営協議会 56-9-22

（5）合同委員会 56-9-22

以上会報17・18号掲載。

（6）指定業種（近代化促進法）審議会委員会打合会

日 時 昭和56年10月14日

場 所 連合会会議室

（7）過当競争問題について

日 時 昭和56年12月7日

場 所 連合会会議室

（8）連合会PR紙作成について（アウト調査、過当競争）

日 時 昭和56年7月18日

場 所 連合会会議室

（9）日本標準産業分類改訂調査依頼検討会議

日 時 昭和57年1月12日

場 所 連合会会議室

（10）本部役員会議（実態調査委員）

日 時 昭和57年1月26日

場 所 連合会会議室

議 題 近代化計画及び構造改善計画策定実施に伴うキャンペーン等について

（11）合同委員会

日 時 昭和57年2月16日

場 所 連合会会議室

議 題

① 近代化計画及び構造改善計画策定実施に伴うキャンペーン等について

② 近促法解説「会報特集号」発行について

③ 未加入者加入促進その他

④ 日本標準産業分類改訂要望事項の提出について

⑤ 過当競争対策の経過と防衛対策について

⑥ 連合会パンフレット発行について

⑦ 第23回理事会開催月日場所について

⑧ " 本部提出議案について

⑨ その他

（12）昭和56年度事務局長会議

日 時 昭和57年2月26日

場 所 連合会会議室

議 題

- ① 近促法の概要について
- ② 理事会承認事項事務処理について
- ③ 役員の出張を要する会議の日程は出来るだけ早い時点で設定していただくとともに議案も早急に送付願いたい。また、議事結果も可及的速やかにお願いしたい。
- ④ 指定業種に関して今後に予想される事業や調査について情報を得られたときはお教え頂きたい。
- ⑤ 会費、入会金等の調査回答依頼について。
- ⑥ その他。

＜その他の行事＞

- (1) 可般形発電機研修についての打合せ

日 時 昭和56年5月28日

場 所 大手町合同庁舎

- (2) 建設関係公益法人協会総会へ出席

日 時 昭和56年6月3日

場 所 霞ガ関ビル(33F)

- (3) 建設省、中小企業庁の会員業者視察

日 時 昭和56年7月27日

視察社 三光機械リース㈱ 岡田商会

- (4) 視察結果検討

日 時 昭和56年8月1日

場 所 建設省振興課

- (5) ビルクリッキング来日

日 時 昭和56年9月10日～同9月11日

- (6) 建設関係公益法人協議会研修会へ出席

日 時 昭和56年9月10日～11日

場 所 伊東小涌園

- (7) リースレンタル業部会へ出席

日 時 昭和56年10月1日

場 所 日本建設機械化協会

- (8) 可般形発電機技術講習打合せ

日 時 昭和56年10月30日

場 所 連合会会議室

- (9) リースレンタル業部会への出席

- 日 時 昭和56年12月1日
場 所 日本建設機械化協会
- (10) 同 上
日 時 昭和57年1月20日
場 所 日本建設機械化協会
- (11) 可般形発電機研修テキスト作成
日 時 昭和57年2月5日
場 所 連合会会議室
- (12) 建設業振興説明会へ出席
日 時 昭和57年2月22日
場 所 中小企業会館
- (13) 可般形発電機研修テキスト作成
日 時 昭和57年3月1日
場 所 連合会会議室
- (14) 可般形発電機研修打合せ会
日 時 昭和57年3月3日
場 所 連合会会議室
- ＜建設省及び関係官庁他訪問＞
- 56年度
4/28, 5/11, 6/2, 6/19, 7/1,
建設省
7/7 建設省、通産省、中小企業庁、顧問
7/9 顧問 7/16, 建設省
7/31 建設省、中小企業庁
8/8, 8/19, 8/24, 8/25 建設省
9/3 建設省、顧問 9/4 建設省
10/8 建設省、中小企業庁 11/17 建設省
- 57年度
1/12, 1/14 建設省
◇本部役員会議
日 時 昭和57年4月27日
P M 12:00～4:00
場 所 連合会会議室
議 題
① 総会資料の検討と準備について
② 総会前の理事会について

- ③ 役員改選について
④ 近促法推進経過について
⑤ その他
1. 役員増員について
2. 各地区総会終了次第役員を本部へ連絡することについて
3. 監事は57年度以降中部辞退により、宮城県、神奈川県、中国のそれぞれ1名、計3名とする。
4. 理事5名増員が認められた場合、北海道、富山県、九州へそれぞれ1名
5. その他

「定款の一部変更について」

- ① 事業に関する変更する理由
連合会は、昭和56年10月9日付で、指定業種の指定を受け、現在建設省が実施、当連合会が協賛により業界の実態調査を推進中で、各地区協会の業界近代化への意欲最高な盛り上りを見せてています。

更に、近促法に基づき構造改善計画の作成主体となりこの事業を推進し、かつ、地区協会会員の指導に当ることとしました。

- ② 役員の増員理由

現在、理事が選任されていない地区は、新たに加盟した富山県建設機械リース業協会、理事増員を必要とする地区は、北海道建設機械リース業協会、九州建設機械リース業協会の両協会で共に広範囲な地域を抱えておるにもかかわらず、理事各1名のため地区内の掌握上甚だ困難な状況下にあります。また、将来新たに構造改善計画に賛同し参加加盟される場合及び協会員の増加も考えられ、更には近促法構造改善計画の複雑な業務を円滑に協力推進を図るため、理事の増員をお願い申し上げる次第であります。

上記理由により定款、第4条、第12条の変更を節にお願い申し上げます。

以上の趣旨の申請書をもって建設大臣へお願いしました。

業界の繁栄に賭けて

近代化促進委員長

志茂 法人



われわれリース・レンタル業は、これから業界全体の育成、振興と企業個々の経営の安定保護のために、法律によって行政の手が差し伸べられ、近代化という新しい事業のトピラが開かれたのです。

私は、全建リース連の役員の末席として、昭和51年あの頃われわれの業界は、通産省所管であ

るサービス業に分類されているので、これは通産省の方が世の中では主務官庁ではないかと言われるのを疑わなかったのです。ところが法人認可を受けた全建リース連は、建設大臣から受けているのですから複雑でわかりにくいのです。

私は、役所にモノ申すときには、団体の名刺を出して話を始めるのが常ですが、相手方は必ず業

種、所管を尋ねてくるのです。このことは、省庁のどこのセクションで扱うかということなのです。面会のたびごとに繰返し話をして、公務員社会ではなかなか解って頂けないので困りました。このようなわけで私は、そのはざまの中で、二つの役所を行ったり来たりしてピーアールに神経を減らしたものです。

業界はその頃、オイルショックのあとでしたので深刻な不況に晒されていました。全建リース連は、これを乗り切る方策として、労働省から不況業種として雇用調整給付金対象業種の指定を受けました。会員は、それぞれの雇用保険の給付金を頂いてなんとか1年を切り抜けることが出来て、大へん感謝されました。これは団体活動として大きな収穫であり、私としても初体験とはいえ、行政の手を借り団体が総力を挙げて果せることで、多くの人達に恩恵を施すことが出来たことを知ることになったのです。

相手は政府なのです。このような方法で、カネを借りることも出来ないものかと、お伺いをたてたのが事業資金の調達でした。事業として、モノを貸すという特殊な仕事が、この時世ではまだまだ理解して頂けなかった。リース・レンタル業は、言わば正体不明の産業と言われていたのです。

全建リース連は、業界を早く法にのせて行政の手を受ける意図のもとに、近促法の指定業種を受けることを決めました。

それ以来私は、しなくてはいけない、只それだけのことでした。あれから5年の歳月が過ぎました。この経過の中には、業界の行政管理について、通産所管にある管理権の論議、建設省が専門管理に決まるまでの経緯、通産、建設両省のはざまで行政の手が遅れたと言う担当官の談話、業界の位置づけが経済変動のうちに変ってきたこと、建設業にとって、リース・レンタル業が不可欠な存在と認めてきたこと等、モノの見方、考え方が日進月

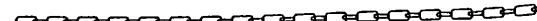
歩変化して時代をかえていったと言えるでしょう。われわれ業界も同じ様に、日前提進して世間から評価を受け、益々期待され、着実に成長発展してきたことからわかるのです。

こうして昨年10月ようやく指定の権利を受けました。長い間、多くの皆様のご声援とご協力のお陰で、永年の念願がここに達成されたのであります。

現在、建設省の実態調査委員会の選任委員長を仰せ付かって、建設大臣諮問の近代化事業計画書の作成のお手伝いをしております。

浅学非才を顧みず、この様な事業を、業界の繁栄に賭けて、この近代化改革に身を投じ、仕事の難しさと責任の重さを感じながら、成し遂げなければならないと、只それだけを念じております。

皆様方のお健勝を祈念して、相変わらずのご支援をお願い申し上げる次第です。



「昭和57年度特定サービス業実態調査」協力依頼について

通商産業大臣官房調査統計部長発、57統部第530号、昭和57年10月1日付にて標題のことについて、57年度特定サービス実態調査を実施することで諸般の準備を進めておられる由でありますので、準備完了次第、物品賃貸業（リース・賃貸）調査票が、各地区会員各位に協力依頼の調査票が送付されますので、例年のことでありますが、本年もよろしくご協力頂きますよう会報誌上をもちましてお願い申し上げます。

趣 意 書

昭和57年9月20日

新東京建設機械リース業協会
設立準備委員会 委員長 松田 寛司

東京建設機械リース業協会 会長 小俣 實

日本重機械リース業協会 会長 後藤 毅

我々建設機械リース業者の建設業者への貢献度は、工事の機械化促進に伴い急速に上昇を遂げた事は実績が示し業界大方の御認識を得て居る事は御高承と存じます。既に我々業界は大きな社会的役割を果さざるを得ない立場に有る訳で、此の時代の潮流に対する認識と対応能力の培養、同業者共通課題に関する情報の交流、リース、レンタル実務の問題点の共同研究等が絶対必要で有る事は縷々申述べる迄もない事で有ります。

今から十数年前、此の東京に、リース業者の懇親を第一義とした二つの協会が誕生致しました。一つは軽機械を主とした東京建設機械リース業協会、一つはローラー他重機類を主体にした日本重機械リース業協会で有ります。高度急成長の波に支えられ乍ら各々独自の伸展を遂げ会員も各々百社以上に成長致しました。其の間、上部団体で有る全国連合会は建設省の肝入りで社団法人格を取得するに及び、協会活動は逐次活発化し現実的な対応姿勢が強く求められて参りました。十数年を跨る間に此の二つの東京支部は保有機種の多様化により、軽機は重機を、重機も軽機を双方機種の拡大を企り（一部特機部門を除き）両支部の特異性は全く失われて、逆に二つの支部の間に競合を生む迄に成りました。他面建設業界に於ては、工事の機械化に伴い人身事故は年々増加を辿り、安全対策は緊急一段と強化され、我々の供用機械に対する規制も亦一段と厳しく成り、更に公害防止対策が加わり激化する過当競争の渦中に有って会社経営上極めて重大なる局面を迎えた訳で有ります。建設省に於かれては、行政指導の一環として我々業者の実態調査を実施され其の結果、歴史が浅く経営基盤の弱い業種で有る事

が明白と成り当局としても此の企業の近代化を計る必要性を痛感されて、間もなく中小企業近代化促進法指定業種指定を受ける処と成り更に本年度内に特定業種への指定実現が取沙汰されて居ります。幸にして、特定業種の指定がかなえば来春より五ヶ年計画で近代化を促進する為の構造改善事業計画案の作成、協同組合の結成、国庫低利資金の導入等、諸計画の実行に移らなくては成りませんが、これらは最終的目標の登録業者への道に通ずるものでも有ります。此の多岐多端なる道を、当面の手近な処から合理化を行い手順よく踏み出さなくてはなりません。それには先づ前述した二つの東京支部を一つに統合する事で協会自体の近代化を計らなくてはならない。そこで今後益々幅広く協会内外諸問題に対し多面展開への組織作りそれを活用する人容の刷新、中枢機関である事務局の活性化、協会活動を支える運用資金の充実、重複による物心両面の無駄の排除、同志的団結の拡大より生ずる推進力のパワーアップ、スピーディな機動力の確保等により対応総合戦力を駆使し此の時代の潮流を起死回生の場とし一路安定経営の確立を期し課せられた社会的使命を果さなくては成りません。(社)全建リース連の命運を掌握する強力な二つの支部が茲に大同団結し、二百数十社が連帯し強靭な一枚岩となり総知を傾け、共同運命体の前に横たわる諸問題を次々と打開してゆく事は建設業界関係各位の御賛同を得られると同時に魅力ある協会として、アウトサイダーの吸合を呼び結実の拡大が企れるならばこれに過ぎる事はないものと存じます。

東京支部一元化に関しましては本年二月より両協会幹部によって鋭意審議を重ね糾余曲折を経て九月円満裡に合意に達した次第で有り御同慶に耐えません。愈々来る十月一日を期して社団法人全国建設機械リース業連合会東京支部新東京建設機械リース業協会が設立される事を茲に謹んで、御披露申上げる次第で有ります。尚本件に関し約八ヶ月に亘り御多忙中の処、本作業達成の為に御尽力を頂いた諸士に対し改めて厚く御礼事上升ると俱に、終始温い御理解の下、御支援頂いた両協会会員諸賢に対し衷心より感謝申上げます。

新協会の真の成果は今後の運営と御協力如何に掛って居ります。何卒大局的見地より、英知を以って格別の御支援と御鞭撻を御願い申上げて御挨拶と致します。

覚せい剤等薬物乱用防止対策の推進 に当つての協力方について

建設省計画局労働資材対策室長

標記については、かねてよりご協力願っているところであるが、別紙1のとおり薬物乱用対策本部長總理府総務長官から協力依頼があつたので、別紙2により当団体の機關誌等で当傘下会員に対し標記について周知を計られたい。

<別紙1>

覚せい剤等薬物乱用防止対策の推進に当つて
薬物乱用対策推進本部長
總理府総務長官

覚せい剤等薬物乱用防止対策については、日ごろからご配意いただきありがとうございます。

薬物乱用対策推進本部におきましては、昨今の薬物乱用の傾向に対処するため、別添のとおり「昭和57年度薬物乱用防止対策実施要綱」を策定し、その推進に努めることと致しましたのでご通知いたします。

つきましては、当職におかれましても各所管の事項について積極的に推進いただくとともに、別紙事項を参考にして部内に趣旨の徹底を図り、併せて各所管の団体について周知させるようご配意いただきたくお願ひいたします。

恐ろしい覚せい剤の追放に
皆さんのご協力を

恐ろしい白い粉、「覚せい剤」が一般市民層にまで広がっています。また、覚せい剤の影響下での凶悪な犯罪や悲惨な事故が数多く発生しています。

覚せい剤は、次のように危険な薬物であり、個

人だけでなく社会全体に計りしれない害悪をもたらします。しかし、この覚せい剤の弊害を除去するためには、皆さんのご協力が是非とも必要です。覚せい剤の追放にご協力下さい。

1. 覚せい剤とは

一般に「覚せい剤」といわれているのは、「フェニルメチルアミノプロパン」(通称メタンフェタミン)及び「フェニルアミノプロパン」(通称アンフェタミン)のこと、日本で現在乱用されているのは主として前者です。なお、乱用者仲間では、覚せい剤はシャブと呼ばれますが、これは「骨までシャブる」からきているといわれます。

覚せい剤は、水に溶かして静脈注射するのが通例ですが、精神的依存(薬物に対する欲求を生じ、これを自制できない状態)が強いのが特徴です。この覚せい剤を正当な理由なく輸入、製造、所持、譲渡(受)又は使用した場合は、覚せい剤取締法で厳重に処罰されます。

2. 覚せい剤の恐ろしさは

(1) 覚せい剤には、中枢神経を異常に興奮させる作用があります。したがって、一時的に疲労や眼気の自覚がなくなりますが、薬物の作用がなくなるとその反動として使用前よりも激しい疲労感、不安感、けん怠感、憂うつ感などに襲われます。

(2) 快感を再度経験したいとか、効果消失後の疲労感から逃避したいとかの理由で繰り返し使用するようになります、そのうち1回当たりの使用量、1日の使用回数も増加してきます。

そして、連用すると慢性中毒症状になり、「天上のシミが虫に見える」「誰かが自分を殺そうと狙っている」等の幻覚、もう想などの中毒性精神障害が現れます。

(3) また、食欲が無くなったり、眼れなくなったり、肉体的にも不調に陥ります。やせてくる、皮膚の色がどす黒くなる、顔色が悪くなる、目が飛び出したようになり濁ってくる等の身体的变化が現れ、このような状態が長く続くと肉体的にも精神的にも廃人になってしまいます。

(4) 使用をやめても、後遺症として一種の精神障害が残ることがあります。また、疲労、不眠等の身体的状況や心痛、驚き等の心因的動機が誘発要因となって、再現症状（フラッシュバック）が現れることもあります。

(5) 覚せい剤は法外な値段（1袋当たり数万円から約30万円）で売買されるため、経済的破たんを来します。また、入手資金を得るために強盗、恐喝、窃盗、売春等の犯罪に走る例も少なくありません。

(6) 幻覚やもう想により殺人、傷害、放火等の凶悪犯罪や交通事故などを犯す例も多く、社会的にも危険な存在となります。

3. 覚せい剤を使用するようになると
覚せい剤を使用するようになると、行動面でも変化が現れてきます。

覚せい剤の常習者は、一般に社会生活に対する適応性に欠けている面がありますが、通常次のような特徴が受けられます。

(1) 腕や腿などに注射痕がある。暑くとも長袖の服を着たり、包帯を巻いたりしている。

(2) 金使いが荒くなったり、夜遊びが多くなる。

不良仲間とも付き合う。

(3) 怒りっぽく、また興奮しやすくなり、突然的な乱暴を働く。また、ほかにおびえたり、

一貫性のない奇行が見られる。

4. どんな動機で覚せい剤使用に陥る

覚せい剤使用の動機は、「好奇心」とか「面白半分」といった単純で安易なものがほとんどですが、「疲労回復剤」「強精剤」「痛み止」「眼気覚まし」「やせ薬」などといった警戒心を起こさせず、しかも好奇心をそそるような誘いの言葉にのって近づいてくるのが通例ですが、職場の仲間、遊び友達、団地の奥さん同士、セールスマンなどからさりげなく勧められることもあります。

しかし、覚せい剤の密売は、そのほとんどが暴力団によるものであるので、うっかり手を出すると暴力団の好餌となり、それこそ骨までしゃぶられます。

暴力団とのつながり、不良交友、家出、ギャンブル深入り、家庭不和、失業等といった生活に乱れや悩みがある場合に、心のすき間を突いて覚せい剤が忍び寄ってくるケースが多いといえましょう。

5. 覚せい剤を無くするために

覚せい剤については、その供給や動きを断つため、警察、麻薬取締官事務所、税関、海上保安庁、検察庁等の関係機関が連携を取りながら、事犯の取締りを一層強化するとともに、厳しく処分するよう努めているところです。

また、中毒者についても、幻覚、もう想下での事件事故防止のためにも、早期発見による早期治療が肝要です。

覚せい剤を追放するためには、一人一人が覚せい剤に「近づかない」「近づけない」ことが大切です。しかし、覚せい剤使用者には、元来、薬の魔力や人の誘惑を断ち切れないという性格的な弱さや生活上の悩みをもっている人が多く、また、悪い仲間がいるなどのため、本人だけで覚せい剤をやめるのが困難であるのが実情です。

このため、周囲の人々も協力して覚せい剤使用者を覚せい剤から切り離していくようにしていかねばなりません。覚せい剤の弊害の防止には皆さんの協力が必要です。覚せい剤の密輸、密売などの話を聞いたような場合は、是非警察などに知らせてください。また、中毒者などを知ったような場合にも保健所や警察などに相談して下さるようお願いします。

昭和57年度物乱用防止対策実施要綱

昭和57年4月16日

薬物乱用対策推進本部

第1 趣旨

覚せい剤等薬物の乱用者の増加傾向に対処するため、当本部では、かねてからその乱用防止に取り組んできたところであるが、その後においても依然として乱用者の増加傾向が続き、かつ、一般市民層へのまん延、なかんずく青少年層への浸透等の傾向も現われ、また、乱用者等による事件事故も多発するという憂慮すべき状況が続いている。特に最近においては、覚せい剤乱用者等による凶悪事件が連続して発生するという異常な事態が現われている。

このような事態に対処するため、当本部は、昨年7月覚せい剤問題を中心として緊急に実施すべき対策を決定し推進中であるが、昭和57年度は、これらを踏まえて、下記のとおり薬物乱用防止対策に関し、年度を通じて実施すべき事項を策定し、関係機関・団体が連携してこれを強力に推進するとともに、薬物乱用防止強化月間を指定しこの期事中に集中して対策を実施し、実効を期することとする。

第2 主唱及び実施機関

1. この要綱は、薬物乱用対策推進本部が主唱し、これを構成する関係行政機関が推進するものとする。各関係行政機関においては、速

やかに関係の会議を開催し、必要な指示、指導及び協議を行い、これらの趣旨の徹底を図る。

2. 薬物乱用対策推進地方本部においても、関係行政機関の協力によりこの要綱に沿った措置を推進するよう要請するものとする。このため、薬物乱用対策推進地方本部全国会議を開催する。

なお、覚せい剤の乱用及びその弊害を根絶するためには、薬物乱用対策推進地方本部と市区町村とが積極的に協力してその対策を実施する必要があるので、市区町村においても、関係行政機関等の協力を得て、この要綱に沿った措置を推進するよう要請するものとする。

第3 年度を通して実施すべき対策

昭和57年度を通して、次の対策を実施するものとする。

1. 覚せい剤・麻薬等乱用防止対策の強化

(1) 覚せい剤等の乱用を根絶する社会環境を作るための国民に対する啓発活動の強化

ア 各種広報活動の推進

（ア）覚せい剤・麻薬等の恐ろしさと乱用による弊害について広く国民への周知を図るとともに、防止対策について国民一般の理解と協力を得るため、新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等の広報媒体による政府広報を集中的に行う。また、関係省庁は、都道府県、市町村その他関係機関の広報紙（誌）の活用に配意し、また、資料提供、取材その他の機会を通じて報道機関に積極的に協力するよう留意する。

（イ）関係省庁は、覚せい剤乱用の弊害を訴える映画、ポスター、パンフレット、リーフレット等を作成し、集中的に掲示、頒布を行う。特に、多人数が集まる施設等において、重点的にこれらの啓発活

動を行う。

イ 教育委員会、保護司等を通じての啓発活動等の推進

(ア) 青少年による覚せい剤等の乱用防止について、都道府県教育委員会等関係機関にてその意義を十分周知するとともに、中学校及び高校学校に係る生徒指導関連事務の充実、地域の実情に即した指導資料の作成の推進及び保健指導に係る指導資料の充実を図る。

(イ) 保護司、更生保護婦人会員、民生(児童)委員、少年補導員、BBS会員、青少年健全育成関係指導者、その他各種関係団体の指導者の覚せい剤等薬物乱用問題についての認識を高めるため、スライド、パンフレット等啓発用資料を作成、活用し、また、関連情報の交換や研修、研究、協議等の機会を設け、これらを通じて薬物乱用防止活動についてその理解と協力を得るよう努めるとともに、その指導力の強化を図る。

また、これらの者の活動を通じて乱用防止のキャンペーンを行う。

(ウ) 覚せい剤乱用防止推進員制度の充実強化を図るとともに、これら推進員等の日常活動を通じて、覚せい剤の乱用の弊害等に関する知識の国民一般への普及を図る。

ウ 各種団体の協力等による啓発活動の推進

(ア) 各種労働災害防止団体に対し、覚せい剤乱用問題について認識を深めよう指導する。

(イ) 中小企業団体に選任されている労働青少年福祉員及び事業場に選任されている労働青少年福祉推進者に対し、指導を行って、覚せい剤乱用問題についての認識

を深めさせるとともに、これらの者を通じて、事業主及び労働青少年に対して知識の普及を図る。

(ウ) 土木建築関係業界に対し、覚せい剤乱用問題について認識を深めるよう指導する。併せて、建設事業場に選任されている雇用管理責任者に対する研修において、覚せい剤乱用問題についての認識を深めさせるとともに、これらの者を通じて、同事業内の労働者に対して知識の普及を図る。

(エ) 自動車運送業界に対し、覚せい剤乱用問題について認識を深めるよう指導する。併せて、自動車運送事業におかれた運行管理者に対する研修において、覚せい剤乱用問題について認識を深めさせるとともに、これらの者を通じて、同事業内の乗務員に対して知識の普及を図る。

(オ) 海事、漁業関係者に対する講習会において、覚せい剤乱用問題についての認識を深めさせ、防止対策についての協力を要請する。

(カ) 旅客船、フェリー及び漁船の船主等に対して、覚せい剤乱用問題についての認識を深めさせ、船員雇入等に当たっての配慮について協力を要請する。

(キ) 風俗営業等関係団体に対し、協議会を開催するなどして覚せい剤乱用問題についての認識を深めさせ、防止対策について協力を要請する。

(ク) 防犯協会等防犯関係団体に対し、平素の防犯活動や防犯広報紙(誌)を活用して、覚せい剤乱用防止が図られるよう協力を要請する。

(ケ) 運転免許証更新時講習、安全運転管理者講習等に際し、覚せい剤施用運転防止

の指導を通じて覚せい剤乱用の弊害について啓発に努める。

(コ) 各省庁において、各省庁部内に覚せい剤乱用対策について趣旨の徹底を図るとともに、それぞれ所管の関係団体に対しても、覚せい剤乱用問題の重要性について認識を深め、防止対策について協力してもらうべく働きかけるよう要請する。

エ 各種運動を通じての啓発活動の推進

(ア) 啓発活動を集中的に実施するため、薬物乱用防止広報強化月間を実施する。

(イ) 覚せい剤、麻薬、大麻等の恐ろしさ、乱用の弊害について、国民一般に対するキャンペーンを集中的に行うため、麻薬・覚せい剤禍撲滅運動(10月及び11月)、不正大麻・けし撲滅運動(5月及び6月)を実施する。

(エ) 社会を明るくする運動、防犯運動、青少年の非行を防止する運動等関連のある各種運動が行われる場合において、薬物乱用防止活動がその運動の一環として組み込まれるよう計画の段階から密接な連携をとるよう配意し、国民一般に対する広報、啓発を行う。

(オ) 全国交通安全運動において、覚せい剤・シンナー等薬物を使用しての運転の防止を重点として取り上げ、覚せい剤乱用防止について広報、啓発を行う。

(カ) 取締りの強化、厳正な処分

ア 密輸の取締り

(ア) 密輸入事犯の水際検挙を図るため、空港・海港区域における警戒体制を強化するとともに、情報収集を強化して容疑者等の視察内偵を強化する。また、覚せい剤密輸出仕出要注意地域からの直入港船に対する立入検査、同地域からの入国者

に対する携帯品検査、密輸ルート海域における巡視船艇等による洋上パトロール、夜間警戒及び立入検査、航空機による洋上警戒の強化等を行う。

(イ) 一般商業貨物及び外国郵便物利用による覚せい剤等の密輸入に対処するため、覚せい剤密輸出仕出要注意地域を仕出地とする一般商業貨物及び郵便物については、一層現品検査を強化する。また、郵便物については、覚せい剤発見の効率化を図るためのエックス線装置の導入など資器材の整備強化を推進し、検査能力の向上に努める。

(ウ) 覚せい剤不法所持者等の上陸拒否、覚せい剤取締法違反者の強制退去を定めた出入国管理及び難民認定法の適切な運用を図る。

イ 密売等の取締り

(ア) 覚せい剤等薬物事犯の取締りを強化するため、薬物乱用事犯取締強化月間を実施し、集中的な取締り、検挙を行う。また、秋の行楽期、年末年始等の時期に重点を置いて特別取締りを実施する。

(イ) 覚せい剤密売を資金源としている暴力団等の組織に対しては、計画的な捜査活動を行い、徹底した検挙を図る。

(ウ) 覚せい剤、麻薬等の不正流出を防止するため、取扱者等に対する立入検査等による指揮監督の徹底を図る。

(エ) 大麻やけしの栽培者に対する指導を強化するとともに、不正大麻、けしの発見、除去に努める。

ウ 亂用者に対する取締り

(ア) 覚せい剤の潜在的乱用者、中毒者等の早期発見とその実態把握に努め、末端乱用者の徹底検挙を図る。

(1) 不良外人、青少年等による麻薬や大麻の密売、不正使用グループの実態把握に努め、事犯の検挙を推進する。

エ いわゆる通り魔的犯罪の取締り

(1) 覚せい剤中毒者等によるいわゆる通り魔的犯罪が発生した場合は、初動捜査を一層徹底し、犯人の早期検挙に努めるとともに、被害が軽微な事件であっても、この種事件については検挙を徹底することによって連続犯行の防止、被害の抑止を図る。

(1) この種事件については、犯罪事実はもとより犯行の動機、原因及び犯人の特性等についても捜査を徹底して真相を究明した上、厳正な処分の実現を図り、事件の再発防止に努める。

オ 国際協力

(1) 覚せい剤乱用防止対策について、関係国と意見を交換し、協力要請を行う。

(1) 覚せい剤、麻薬等の我が国への持込みを防圧するとともに、関係事犯の早期検挙を図るため、国際刑事警察機構及び国際捜査共助の積極的活用を図るなどして、関係国取締機関との連携を強化し、国際捜査協力を推進する。

(1) 東南アジア諸国等との国際協力の緊密化に資するため、各国から麻薬事犯捜査官を招き「麻薬犯罪取締セミナー」を行う。

カ 取締捜査体制の充実強化

(1) 覚せい剤密輸・密売事犯の増加及び広域化に対処するため、薬物事犯捜査共助官相互の連携を密接にし、また、登録事件制度等の活用により、全国的な情報交換、捜査共助体制を強化して、広域的組織的捜査を推進する。

(1) 取締の強化に伴い、増大する薬物鑑定業務に対処するため、鑑定技術の開発及び鑑定体制の充実強化を図る。

(2) 捜査、検挙活動の推進に当っては、薬物乱用防止に関する関係機関相互の情報交換を活発化し、連携と協力を強化するより配意する。

キ 厳正な処分

(1) 覚せい剤、麻薬事犯については、事犯の危険性、重大性にかんがみ、この種事犯の悪性に関する捜査を徹底した上、厳正な処分の実現を図る。

(3) 覚せい剤乱用者等に対する徹底した措置等

ア 関係機関相互の連絡の緊密化、不審者の発見の励行等による乱用者等に関する実態の把握の徹底など。

(1) 警察官等は、職務を通じて不審者の発見に努める。警察官、検察官、矯正施設の長、保護観察所長は、精神衛生法等に定める場合の同法による通報を励行する。

(1) 精神衛生法等による通報に基づく措置について関係機関と緊密な連携を図る。

(2) 道路交通法及び銃砲刀剣類所持等取締法に基づく行政処分を励行する。

イ 矯正施設収容中の覚せい剤中毒者等に対する処遇方等の充実強化

(1) 矯正施設収容中の覚せい剤中毒者等に対しての覚せい剤乱用の弊害等についての教育及び指導を強化するとともに、覚せい剤中毒者等に対する医療の充実を図る。

(1) 覚せい剤中毒者等に対する教育、指導等の技法の研究に努める。

(2) 保護観察中の覚せい剤中毒者等に対する保護観察の充実強化

(1) 覚せい剤事犯対象者については、保護観察官の直接処遇を強化するとともに、保護観察官と保護司との処遇協議等両者の連携を一層緊密にして効果的な処遇に努める。

(1) 覚せい剤事犯対象者に対する指導監督及び補導援護を強化するとともに、成績不良者については、刑の執行猶予取消申出等の措置の適正な実施を図る。

(2) 保護司の覚せい剤に関する知識の向上と事犯対象者の処遇技術の充実を図るために、必要な教材、資料等を作成、活用して、指導訓練の強化を図る。

(2) 覚せい剤事犯対象者、特にそのうちの若年対象者に対する新しい処遇方法の開発を行い、その実施を図る。

エ 覚せい剤中毒者に対する医療保護の充実

(1) 覚せい剤中毒者に関する精神衛生法に基づく通報制度の周知徹底、都道府県職員及び精神衛生鑑定医に対する措置要件の徹底、的確な鑑定事務の励行、適正な措置解除等により、措置入院制度の適正な運用を図るとともに、入院医療体制の充実を図る。

(1) 特に覚せい剤中毒者に対しては、退院後の通院医療、カウンセリング体制、訪問指導等の充実強化を図る。

(2) 覚せい剤の薬理作用、中毒者に対する医療等の問題について、早急に研究を推進する。

オ 相談体制の強化

(1) 覚せい剤相談電話の増設、警察本部、麻薬取締官事務所、精神衛生センター、保健所等における相談窓口の設置など覚せい剤相談体制の充実とその一般への周知徹底に努める。

カ 治療処分の新設

(1) 覚せい剤中毒などによる精神の障害のため殺人等の重大な犯罪を行ったもので、同様の再犯のおそれがあるものに対しては、刑事裁判により、必要な治療を施してその者の更正と社会の安全を確保する治療処分制度が有効な方策であることにかんがみ、法務省において関係機関と協議を進め、刑法全面改正の一環として同制度の実現を図る。

2. シンナー・トルエン等有機溶剤の乱用防止対策の推進

(1) 関係機関、業者、学校等に対する指導とそれらの者相互間の連携の強化を図るとともに、シンナー・トルエン等有機溶剤の乱用追放の気運を高めるため、その有害性、危険性等について積極的に啓発活動を行うよう努める。

(2) シンナー・トルエン特有機溶剤の乱用の実態把握に努めるとともに、乱用グループの早期発見とその解明を徹底し、乱用進度に応じた有効適切な補導を行い、また、乱用事犯の取締りを強化する。

(3) シンナー・トルエン等有機溶剤の保管、販売の適正化を図るため、製造、販売業者に対する指導監督を引き続き行う。

(4) シンナー・トルエン等有機溶剤を含有する塗料、接着剤等を販売する金物店、塗料店等の業者及び関係組合に対して知情販売防止についての努力を要請するとともに、暴力団、悪質業者等によるシンナー・トルエン等有機溶剤の知情販売事犯の取締りを強化する。

(5) シンナー・トルエン等有機溶剤の乱用に対する規制を強化するため、毒物及び劇物取締法施行令の改正により乱用規制対象物

の合理的な拡大を図る。

第4 薬物乱用防止強化月間の実施

昭和57年度においては、次のとおり薬物乱用防止強化のための月間を指定し、この期間中に集中して薬物乱用防止対策を推進するものとする。

1. 期間

(1) 薬物乱用事犯取締強化月間

昭和57年10月1日から同月31日まで
及び昭和58年2月1日から同月28日まで

(2) 薬物乱用防止広報強化月間

昭和57年7月1日から同月31日まで

2. 実施機関

薬物乱用対策推進本部及び薬物乱用対策推進地方本部

3. 月間の重点及び実施事項

(1) 薬物乱用事犯取締強化月間

ア 月間の重点

- (イ) 覚せい剤等薬物事犯取締りの強化
- (ロ) 覚せい剤等薬物乱用を拒絶する社会環境作りの促進

イ 実施事項

(イ) 覚せい剤等薬物事犯取締りの強化

- a 覚せい剤、麻薬等の密輸入の防査
- b 覚せい剤、麻薬等の中毒者等の使用事犯の取締り検挙

c 覚せい剤を資金源とする暴力団等の取締り検挙

d 青少年を中心とした大麻乱用事犯の取締り検挙

e 暴力団や悪質業者等によるシンナー・トルエン等有機溶剤の知能販売事犯の取締り検挙

(ロ) 覚せい剤等薬物乱用を拒絶する社会環境作りの促進取締強化月間の実施に当っては、関係の機関、団体等が協力

して、覚せい剤等薬物乱用の有害性、危険性等に関する広報活動の強化に努めるとともに、特に各種の風俗営業等関係団体に対する自発的な活動の要請及び深夜に営業する飲食店、興業場、トルコ風呂等の営業者に対する啓発指導を強化する。

(2) 薬物乱用防止広報強化月間

ア 月間の重点

覚せい剤等薬物乱用の有害性、危険性等とその防止についての広報活動の積極的推進

イ 実施事項

(イ) 各種広報媒体及び視聴覚器材の活用、展示会の開催、街頭啓発活動、専門家による講演実施等による薬物乱用防止についての国民一般への呼びかけの実施

(ロ) 学校における講習会の実施、職場における労働青少年指導者による講習会の実施、国民運動地域住民大会の開催、相談員による移動相談室の開設、矯正施設における被収容者に対する特別談話の実施等による薬物乱用防止についての啓発の実施

(ハ) 覚せい剤乱用防止推進員制度等関係の制度の普及宣伝

4. 月間実施上の留意事項

(1) 連絡調整の強化

月間実施に当っては、必要に応じ関係機関・団体等による連絡会議を開催する等により、月間の実施計画を策定し、更にできるだけ役割分担を明確にするとともに、諸施策等及び活動が有機的に連携付けられるよう調整を行い、運動が効果的に実施されるよう配意するものとする。

なお、関係機関・団体は、組織の末端にまで月間の趣旨等について浸透を図るとともに、それぞれの特性に応じた活動を展開し、国民総ぐみの運動として効果を高め、国民の間に効果が定着するよう配意するものとする。

(2) 関係の運動や思想普及と関連付け、又はその一環として薬物乱用問題を探り上げ、併せて実効を上げるよう配意するものとする。

(1) 麻薬取締官事務所

地区名・電話番号

北海道地区麻薬取締官事務所
011(721)3131~2

東北地区麻薬取締官事務所
0222(21)3701

関東信越地区麻薬取締官事務所
03(719)8111

関東信越地区麻薬取締官事務所横浜分室
045(201)0770・9290

東海北陸地区麻薬取締官事務所
052(961)6466

近畿地区麻薬取締官事務所
06(762)8991~3・5104

近畿地区麻薬取締官事務所神戸分室
078(391)2780・0487

中国地区麻薬取締官事務所
0822(61)6448~9

四国地区麻薬取締官事務所
0878(31)6811・8596

九州地区麻薬取締官事務所
092(472)2331~2

九州地区麻薬取締官事務所小倉分室
093(591)3561

九州地区麻薬取締官事務所沖縄支所

0988(66)0115~6

(2) 警察本部における

覚せい剤相談電話

府県名	設置課	専用電話番号
道本部	保安課	011(241)4610
旭川方面	防犯課	0166(53)4610
釧路方面	防犯課	0154(23)4610
北見方面	防犯課	0157(31)4610
函館方面	防犯課	0138(51)4610
青森	保安課	0177(73)4488
岩手	生保課	0196(54)6666
宮城	生保課	0222(61)1110
秋田	保安課	0188(63)1111
山形	生保課	0236(42)4477
茨城	保安課	0292(21)7979
群馬	防少課	0272(24)8888
埼玉	保安課	0488(22)4970
千葉	生活課	0472(27)0919
神奈川	保安課	045(681)4601
新潟	保安課	0252(23)4279
山梨	保安課	0552(35)2121
静岡	保安課	0542(54)7957
富山	生保課	0764(41)8904
石川	保安課	0762(64)0110
岐阜	防少課	0582(74)7830
愛知	保安課	052(962)7957
三重	防少課	0592(24)4000
京都	保安課	075(451)7957
大阪	生活課	06(943)7957
兵庫	生活課	078(361)0110
和歌山	保安課	0734(25)4615
鳥取	防犯課	0857(29)0808
島根	防犯課	0852(23)8123

府県名	設置課	専用電話番号
岡山	保安課	0862(33)7867
広島	防犯課	082(227)4989
山口	保安課	0839(24)5858
徳島	保安課	0886(53)4444
香川	防少課	0878(31)7957
愛媛	保安課	0899(21)6666
高知	防少課	0888(23)4093
福岡	保一課	092(641)4444

府県名	設置課	専用電話番号
佐賀	保安課	0592(29)8080
長崎	保安課	0958(25)4615
熊本	保安課	0963(84)4444
大分	保安課	0975(37)8918
宮崎	保安課	0985(22)5050
鹿児島	生保課	0992(22)8984
沖縄	防少課	0988(62)6644
警察庁	保安課	03(581)4093



P.EYE

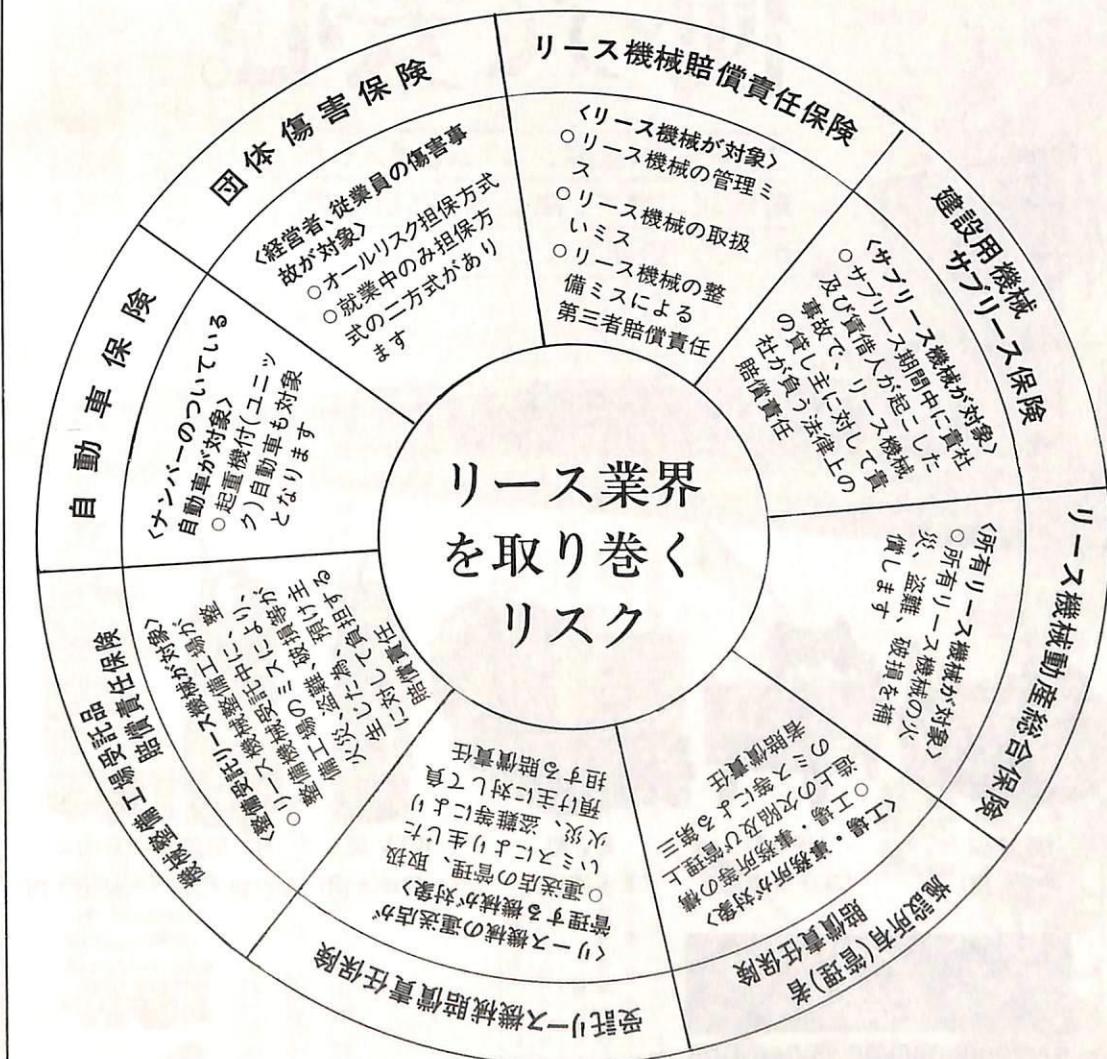
全てのエレメント 製造・販売 即納入可

エアマン、デンヨー、ヤンマー、小松、
キャタピラー etc.

ピーコックエレメント製造(株)

本社／〒105 東京都港区西新橋2-9-4
TEL 03(591)8330(代)
九州営業所／〒816 福岡市博多区板付5-8-8 TEL 092(501)6015

リース会社に必要とされる保険



まだ、ご存知ない会員の皆様も是非所属協会または下記へお問い合わせ下さい。

引受保険会社 **AIU 保険会社**
(エイアイユー インシュアランス カンパニー)
赤坂支店：東京都港区赤坂3-1-2
TEL 03-(583)-1121

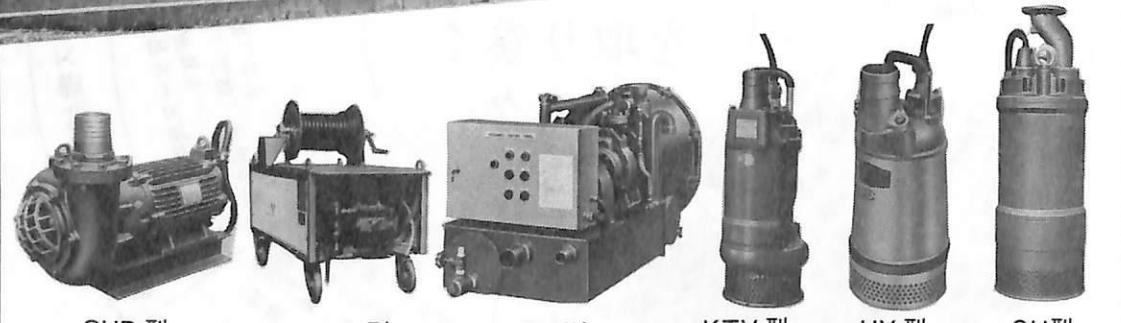
取扱代理店 株式会社 **サンテイ**

横浜：横浜市中区山下町2(産業貿易センタービル2F)
〒231 TEL 045-662-8478
東京：東京都渋谷区渋谷1-13-9(タクギンビル6F)
〒150 TEL 03-409-1421
大阪：大阪市北区角田町8-47(阪急グランドビル16F)
〒530 TEL 06-316-1541

使って安心。

フレキシブル生産システムを導入した
最新鋭工場で、高品質、高性能の
ポンプが量産されます。

京都工場



SHD型
(サンド用) HPJ型
(高圧洗浄用) EV型
(泥水回収用) KTV型
(一般排水用) HY型
(一般排水用) GH型
(一般排水用)



TSURUMI PUMP

株式会社 鶴見製作所

ツルミインダストリアル株式会社

株式会社 ツルミポンプ 東京都台東区台東4-27-4(アイデアル第5ビル) (03)833-9765(代)

●全国57の営業拠点。車で2時間のネットワークサービス。

北海道支店 (011) 731-8385 北陸支店 (0762) 43-8136 中国支店 (082) 293-4481
東北支店 (0222) 94-4107 中部支店 (052) 481-8181 四国支店 (0878) 43-5133
東京支店 (03) 833-0331 大阪支店 (06) 911-2351 九州支店 (092) 431-0371



アイチは、都市型サイズ。

愛知車輌株式会社

本部……埼玉県上尾市飯家1152-10〒362-20487(81)111100
東京支店……203(862)412100・名古屋支店……2052(62)5112100
大阪支店……206(968)773100・愛知県豊橋市豊橋町2番地・2011(64)314100
愛知県瀬戸市北辰寺5番地・2022(96)042100・愛知県名古屋市昭和区昭和町5番地・20764(34)218100
愛知県名古屋市昭和区5番地・2082(285)202000・愛知県名古屋市昭和区5番地・2082(293)533300
◎カタログを差しあげます。最寄りの営業所へご請求ください。

アイチは、都市の工事を想定した特装車両を開発しています。

掘削土を改良し、再利用する
ソイルミキサ車<U-113>

強力な破砕力を発揮する
油圧ブレーカ車<B-240B>

30m地点で55デシベルの
低騒音タイプ<B-240S>

強打率70kg/m、打撃数700回/min、
最大リーチ6.75mと強大な破砕力と
広い作業範囲をもつ油圧ブレーカ車。

もちろんオイルクーラーを装着。長時間
作業でも作動油温の上昇も

なく、安定した破砕力を維持。しかも
バケット兼用なので年間稼働率

も向上します。

アームが1m伸びる
ロングタイプ<B-240L>

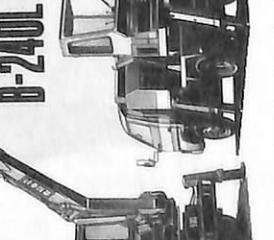
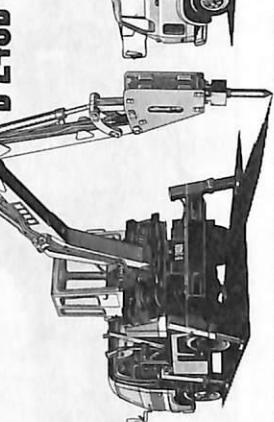
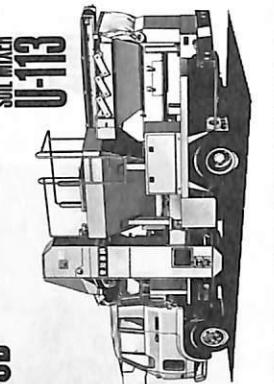
アームビンの差し換えにより、アーム
ユニットを搭載。これにより、車体
から30m地点でわずか55デシベル。
住宅地や夜間でも静かな掘削作業が
可能です。

アームが1m伸びる
3.34mとスケールアップ。狭い現場で
の前横作業が一段とラクになります。

アームビンの差し換えにより、アーム
ユニットを搭載。これにより、車体
から30m地点でわずか55デシベル。
住宅地や夜間でも静かな掘削作業が
可能です。

アームが1m伸びる
3.34mとスケールアップ。狭い現場で
の前横作業が一段とラクになります。

アームが1m伸びる
3.34mとスケールアップ。狭い現場で
の前横作業が一段とラクになります。



信頼に応える強力パワー



■主な取扱品目

公害対策杭打機 LSV
油圧バイブロLHV
高周波振動杭打抜機トーメンバイブル
高圧ウォーターポンプ ウォータージェットカッタ
無振動・無騒音杭打抜機SS-Bear
無振動・無騒音杭抜装置FPオーガ
TK式泥水脱水処理装置
万能掘削積込機JCB
油圧ブレーカー モンタベール
コンクリートポンプ車
ミニバックホートーメンJob
電動分解式掘削機 リトルホー
アスファルトリサイクルマシン



 **トーメン建機販売株式会社**

東京本社 東京都品川区西五反田2丁目28番11号(第5岩田ビル) (03)492-8481

大阪本社 大阪市北区西天満3丁目14番16号(高橋ビル南館) (06)364-3831

会員名簿

(昭和57年10月現在)

社団法人全国建設機械リース業連合会

会長 山内鹿藏

事務局 東京都千代田区神田駿河台2-1 近江兄弟社ビル4F
〒101 電話03(293)7273~4

会員名称	代表者名	事務局所在地	電話	〒
北海道建設機械リース業協会	伊藤 鉄雄	北海道札幌市中央区 大通東3丁目 株大鉄内	011 241-5086	060
青森県建設機械リース業協会	高橋 弘一	青森県青森市港町1-7-1 株高重組内	0177 41-6531	030
宮城県建設機械リース業協会	阿部 喜平	宮城県仙台市福室字高砂駅東 17 青葉商工ビル3F	0222 59-0631	983
福島県建設機械仮設リース業協会	坂本 市郎	福島県郡山市富田町字向館 121-23	0249 52-0588	963
新東京建設機械リース業協会	小俣 實	東京都千代田区神田駿河台2-1 近江兄弟社ビル4F	03-294 4071~2	101
神奈川県建設機械リース業協会	中村 憲	神奈川県横浜市西区平沼 23 中村ビル	045 322-0613	220
静岡県建設機械リース業協会	松井 重雄	静岡県浜松市上西町865 大興リース(株)内	0534 63-8821	435
静岡県重機建設業工業組合	近藤 憲一	静岡県静岡市下川原6-24-14	0542 59-7542	421-01
中部建設機械リース業協会	坂井 熙	愛知県名古屋市西区藤ノ宮通 9-3-43 小出ビル内	052 571-2080	451
富山県建設機械リース業協会	高野 登	富山県黒部市沓掛道上割3025 吉田商会内	0765 54-1371	938
石川県建設機械リース業協会	吉川 義孝	石川県金沢市元菊町14-10 (株)ケンシン内	0762 33-1217	920
福井県建設機械リース業協会	水野 健治	福井県福井市下河北町一宇町永25-1 ケンキリース(株)内	0776 38-1580	919-03
大阪建設機械リース協同組合	渡辺 昇	大阪府大阪市浪速区桜川3-1-28 脇田第1ビル内	06 562-1987	556
兵庫県建設機械リース業協同組合	松山 庚	兵庫県神戸市中央区多聞通3-2-9 甲南スカイビル4F316号	078 361-2481	650
中国建設機械リース業協会	野口 誠輔	広島県福山市曙町3丁目200-2 富野機工(株)内	0849 53-9511	721
四国建設機械リース業協会	松井 貢	香川県高松市春日町795 (株)田中鉄工所内	0878 41-2105	761-01
九州建設機械リース業協会	木付 辰生	福岡県福岡市東区箱崎7-1-124 西鉄(株)建機営業部内	092 631-1331	812

編 集 後 記

近促法の解説書を臨時増刊の会報18号として発行しましたため、本来の会報の発行が遅れ申し訳ありません。お詫びしてお手許にお送りします。

本号には、第9回定期総会とその準備として開かれた第24回理事会を詳細に記載したほか、22、23回理事会及び連合会の主な行事などの活動状況を集録してあります。

また、建設省計画局労働資材対策室長殿から協力要望がありました「覚せい剤等薬物乱用防止対策の推進に当って」を掲載してあります。覚せい剤による各種凶悪犯罪が頻発している折からご一読下さるようお願いします。

他に、近促法の推進にご協力いただいた志茂委

員長より、「業界の繁栄に賭けて」と題する一文を頂戴しました。その文中に指定業種指定までの道程の難しさが、そこはかとなく感じられます。本当にご苦労様でした。

なお、各地区協会の総会の記事が、本号にも掲載することが出来ず本当に申訳なく思っております。これを掲載した次号を早急に発行する方向で検討しておりますのでご了承下さるようお願いする次第です。

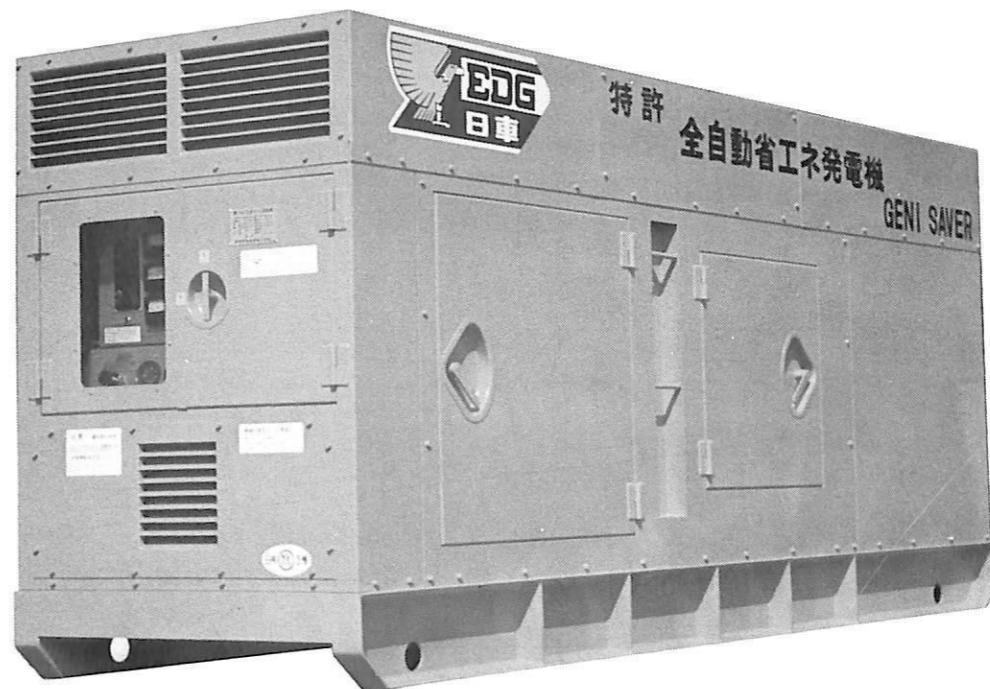
連合会副会長・広報委員長
中 村 憲

'82会員名簿正誤表

誤	正
目次 兵庫県建設機械リース業協会	兵庫県建設機械リース業協同組合
52頁 東京ヒ行 日野機材所在地 江東区古石場1-4-9	東京都八王子市石川町2971
" フ行 福沢機械所在地 八王子市石川町2971	" 江東区古石場1-4-9
55頁 東京ト行 株式会社トウカイポンプ東京営業所	株式会社トウカイポンプ製作所東京営業所
58頁 日本重機監事 佐藤行造	監事佐藤広造
113頁 大阪仕切紙(事務局)…浪速区桜川3-1-12	桜川3-1-28
127頁 兵庫県仕切紙(事務局) 神戸市生田区多聞通3-2-9	神戸市中央区多聞通3-2-9
154頁 九州協会ト行 佐藤モヒロリース所在地 福岡県福岡市	福岡県福岡市

会報 第19号

発行／昭和57年10月30日、発行者／(社)全国建設機械リース業連合会
東京都千代田区神田駿河台2-1近江兄弟社ビル4F(〒101) TEL03(293)7273~4
発行責任者／広報委員長 中村 憲
制作／ノダ企画・東京都文京区湯島1-12-5小安ビル(〒113) TEL03(832)6473



EDG シリーズ 防音型



シリーズ

オプション
省エネ

全自動

スローダウン装置

オプション
セーフティ

EDG

モニター装置

日車総代理店



にちゅう
白熊工機株式会社

建設機械部／名古屋市中区栄3-2-7 丸善ビル5階 〒460 電話(052)261-8356
建設機械部東京営業所／東京都中央区八丁堀1-11-5 奥山ビル 〒104 電話(03)552-9506

札幌 釧路 青森 秋田 盛岡 仙台 新潟 金沢 名古屋 大阪 岡山
広島 高知 福岡 鹿児島

独自の技術でリードする

最もコストパフォーマンスに秀れた――

エアマン

●15PS(1.4m³/min~34.0m³/min)

●12KVA~450KVA

防音型 ポータブルコンプレッサー

防音型 ディーゼル発電機

ニュースクリューコンプレッサー

PDS-175S型(5.0m³/min) 880kg



抜群の耐久性で低燃費、3年間で約162万円を節約する省エネルギー型。

ニューロータリーコンプレッサー

PDR-50S型(1.4m³/min) 360kg



このクラスでは最も小型・軽量・低騒音、メンテナンスフリーで経済的。

- スローダウン装置で燃料節約
- 安定したアーキ特性
- 何台でも並列運転可能
- 溶接機・発電機1台2役



- 小型・軽量設計のニューモデル
- 発電機の見張り役(エアマンモニター)標準装備
- 燃料節約スローダウン装置(オプション)
- 2段積み可能

●140A~330A

防音型 エンジン溶接機



PGW140
PGW190
PGW140S
PGW190S
PDW200S
PDW230S
PDW250S
PDW270S
PDW330S



北越工業株式会社

新潟本社・工場 ● 新潟県西蒲原郡分水町大武新田113-1 ● TEL (02569)7-3201(代) ● 〒959-01

東京本社・支店 ● 東京都新宿区西新宿1-22-2新宿サンエービル ● TEL (03)348-8561(代) ● 〒160

大阪支店 ● 大阪府摂津市新在家2丁目32番13号 ● TEL (06)349-3631(代) ● 〒564

営業所 ● 札幌/盛岡/仙台/郡山/新潟/宇都宮/高崎/千葉/横浜/松本/静岡/名古屋/金沢/京都/高松/広島/岡山/福岡/鹿児島/大分/沖縄